



島根県報

令和5年5月19日（金）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示**島根県告示第370号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本2296番10地先から同232番8地先まで	前	7.10～ 23.00	57.70	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.90～ 23.00	57.70		
〃	川本波多線	邑智郡川本町大字川本232番8地先から同2296番10地先まで	前	7.10～ 23.00	57.70		道路改良工事 拡幅
			後	8.90～ 23.00	57.70		

島根県告示第371号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	稗原木次線	出雲市稗原町字角谷3157番6地先から同番2地先まで	メートル 56.70	令和5年 5月19日	出雲県土整備事務所	